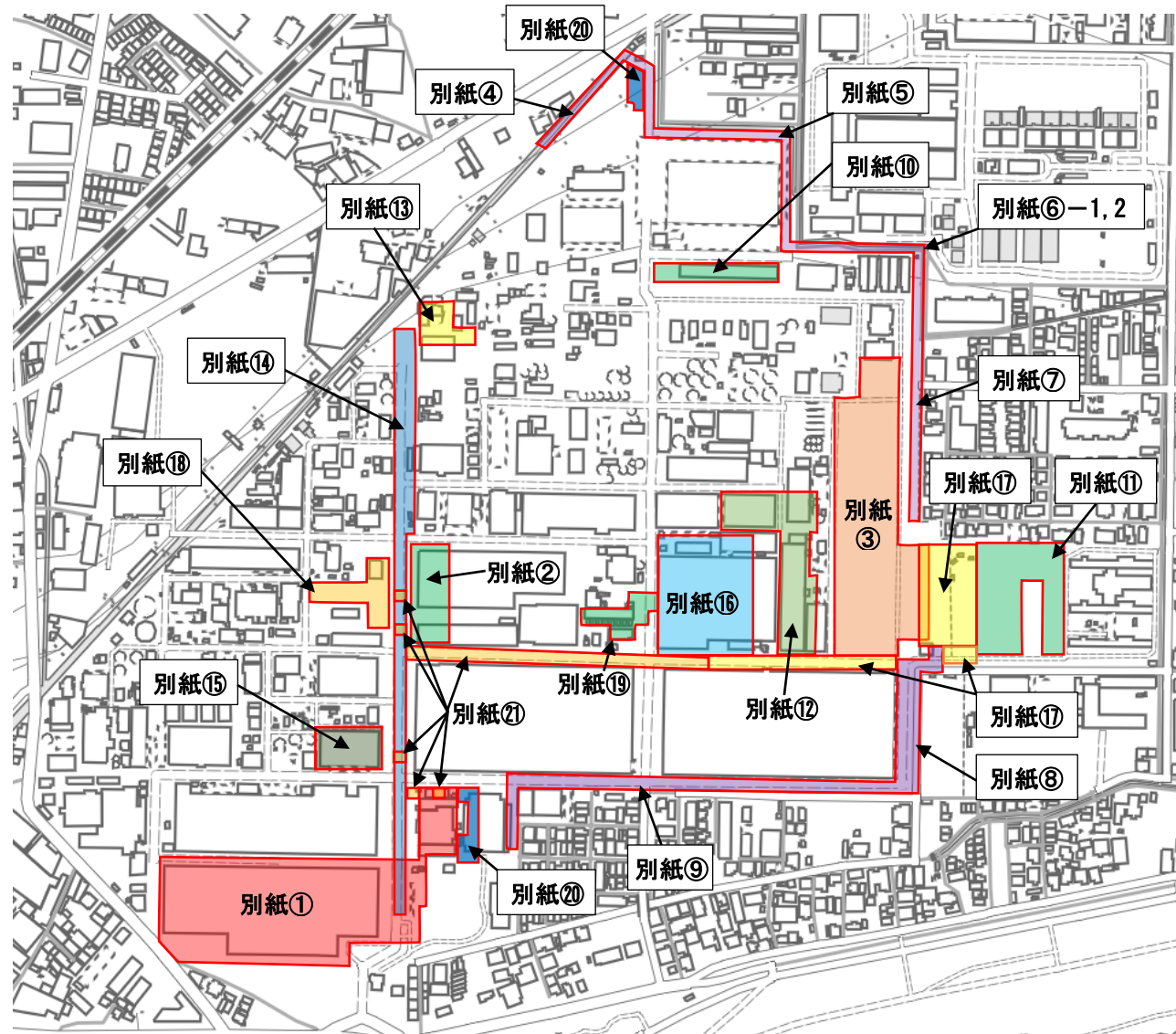
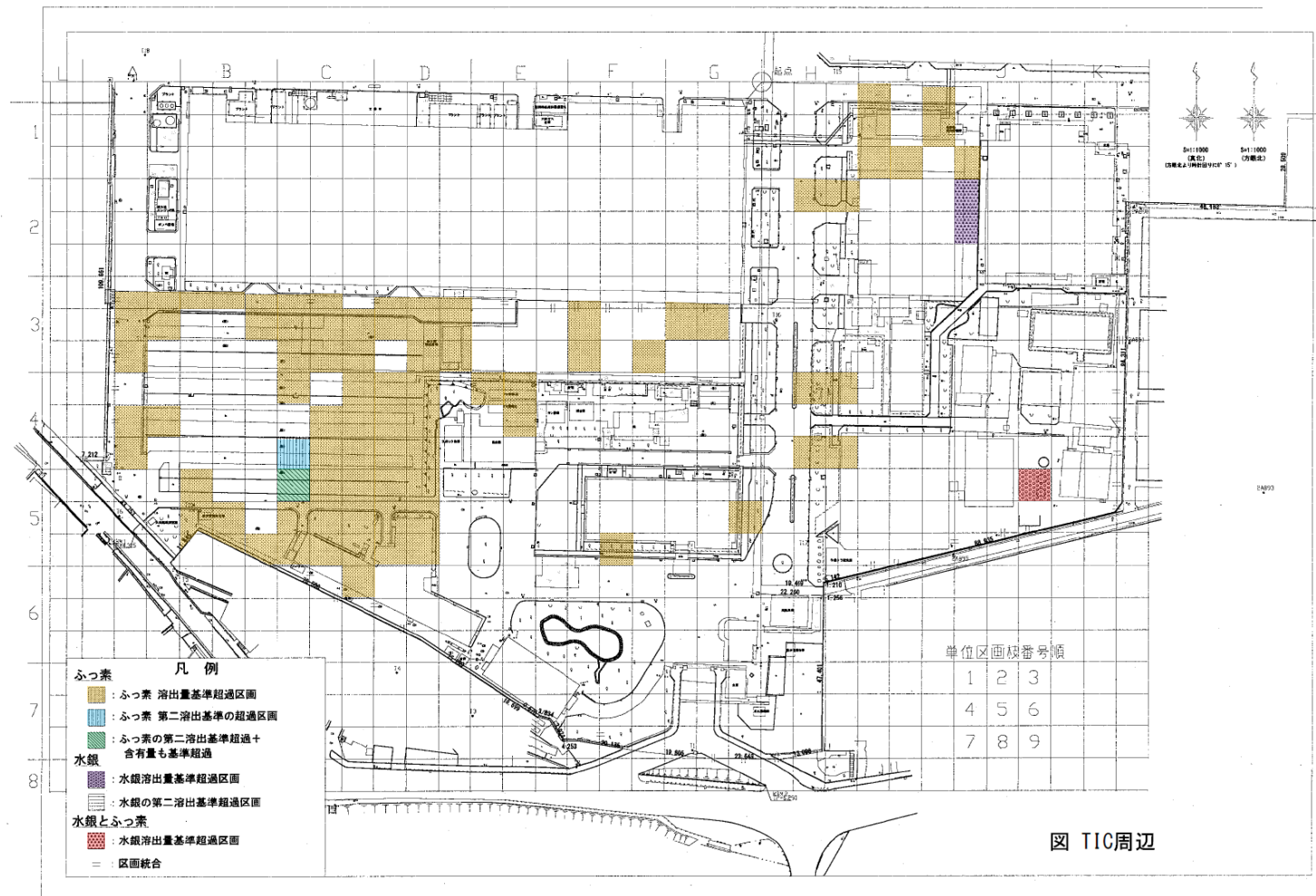


○区域指定平面図（摂津市西一津屋 700 番 1、700 番 71、700 番 74 及び 700 番 1 地先水路の各一部並びに一津屋二丁目 452 番 1 の各一部



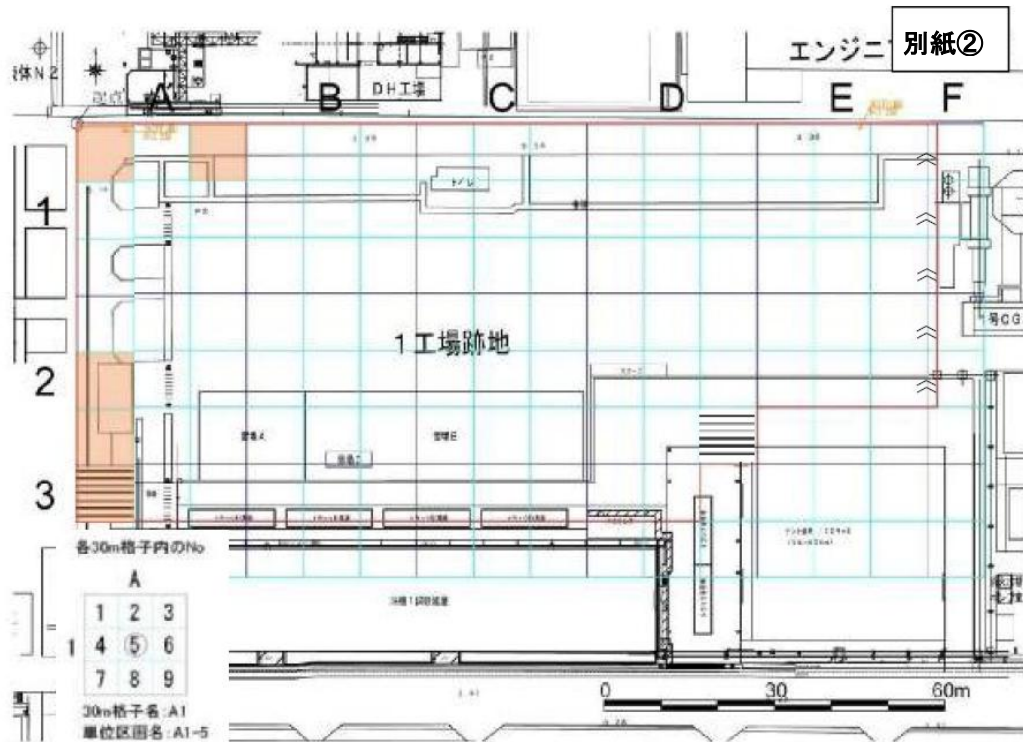


※平成 25 年 5 月 13 日 指-25 号

別紙①の指定区域は、形質変更範囲について自主的な土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった管理有害物質の汚染状態について指定の申請を行ったものである。
指定する特定有害物質：水銀（溶出量・第二溶出量）、ふっ素（溶出量・第二溶出量・含有量）

※平成 28 年 10 月 6 日

別紙①の指定区域の一部において、土壤の特定有害物質による汚染の除去を確認したため、当該区域の一部における、水銀（溶出量・第二溶出量）、ふっ素（溶出量）についての指定を解除する。



【凡例】

- : 調査対象範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 ≧ : 単位区画の統合
- ▨ : 鉛（土壌含有量）基準不適合区画
- : ふっ素（土壌溶出量）基準不適合区画

各区画の汚染の状況

30m 格子	単位区画	土壌溶出量 (mg/L)			土壌含有量 (mg/kg)
		鉛	砒素	ふっ素	鉛
A 1	A1-1	—	—	1.2	—
	A1-3	—	—	2.5	—
A 2	A2-4	—	—	1.6	—
	A2-7	—	—	1.6	—
A 3	A3-1	—	—	15	660
D 2	D2-9	—	—	—	180

基準不適合の項目のみを記載。

試料採取日：2018 年 1 月 15～19 日

図 1 工場周辺

※平成 25 年 5 月 13 日 指-25 号

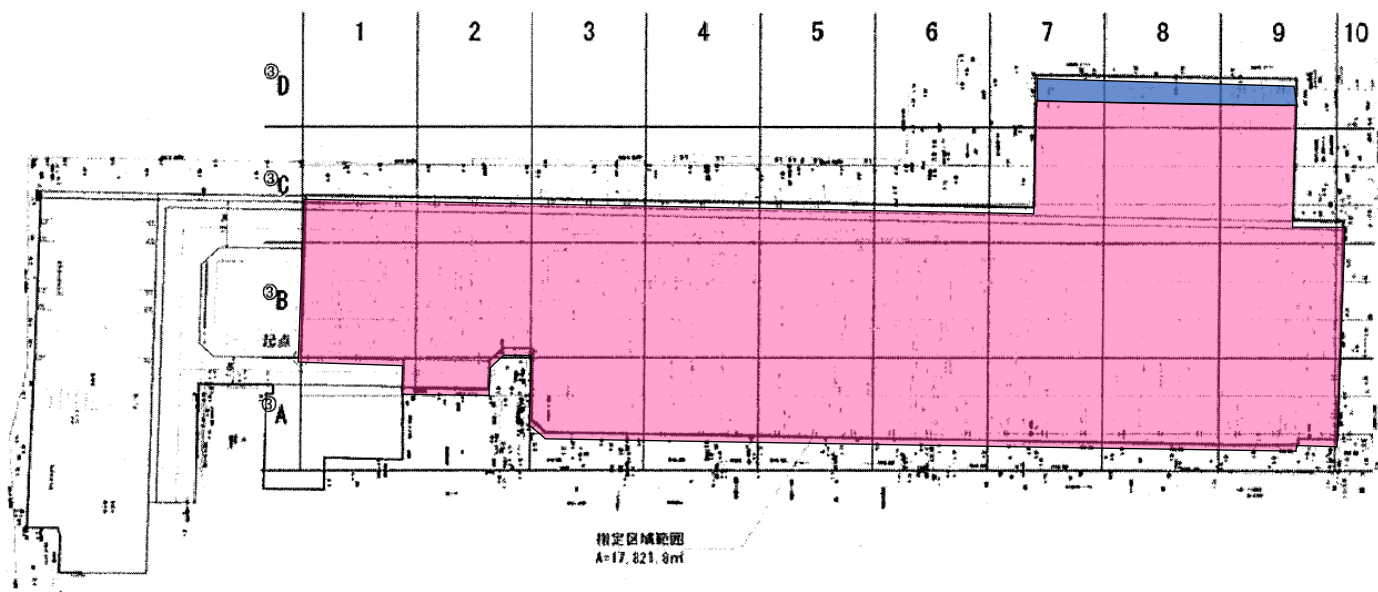
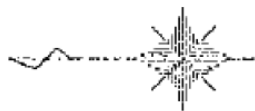
別紙②の指定区域は、形質変更範囲について自主的な土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定の申請を行ったものである。
指定する特定有害物質：鉛（溶出量）

※平成 30 年 6 月 21 日 指-56 号

別紙②の指定区域は、形質変更範囲について自主的な土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定の申請を行ったものである。
指定する特定有害物質：鉛（含有量）、ふっ素（溶出量）、砒素（溶出量）

※平成 31 年 4 月 2 日

別紙②の指定区域の一部において、土壌の特定有害物質による汚染の除去を確認したため、当該区域の一部における、鉛（溶出量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量）についての指定を解除する。



※ 汚染状態の基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふっ素（溶出量））

※ の土地は別紙①で指定する 及び の土地の汚染状態を含む。

※平成 25 年 12 月 6 日 指-29 号

別紙③の指定区域（）は、別紙①の指定区域における建設工事にて発生した汚染土壌（ふっ素（溶出量））を封じ込めして管理するため、指定の申請を行ったものである。よって、別紙③の指定区域については、全区画をふっ素及びその化合物についてのみ指定する。

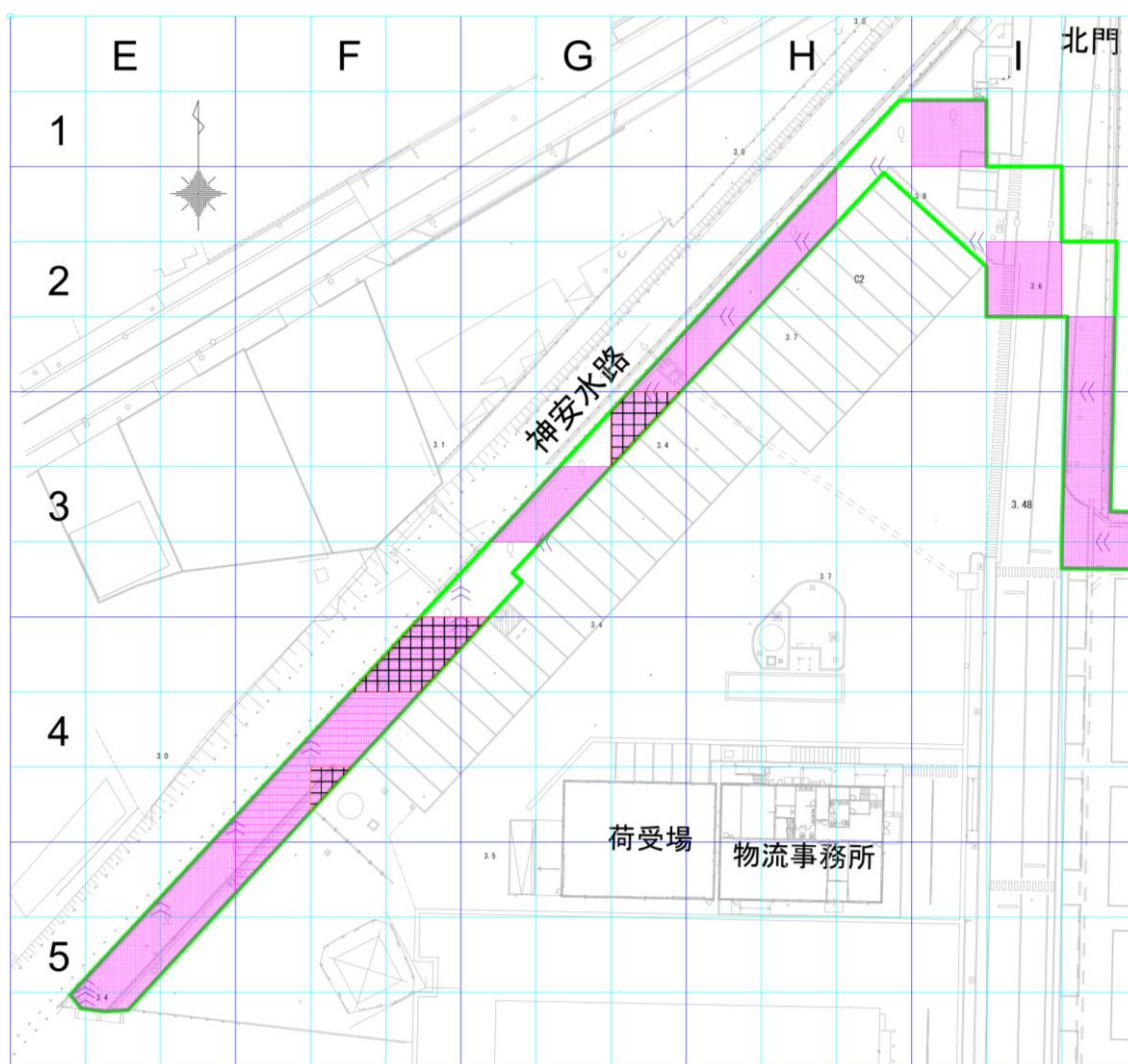


図 北門周辺

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
 ■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))
 𠄎 : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (含有量))

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	⑤	6
7	8	9

30m格子名:A1

単位区画名:A1-5

※令和5年6月30日 指-109号

別紙④の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：ふっ素（溶出量・含有量）

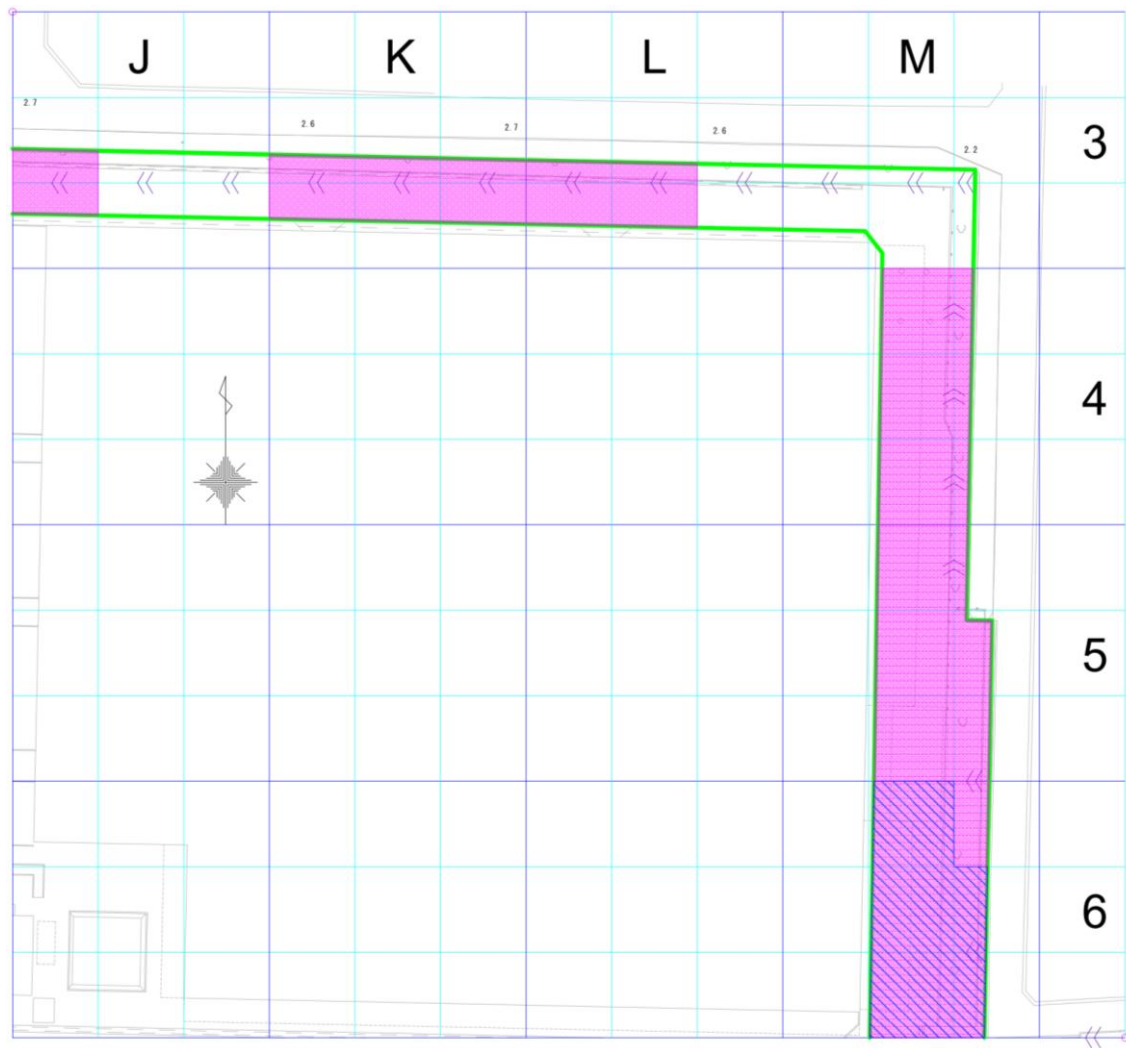


図 物流倉庫北側・東側

- : 形質変更範囲
 : 30m 格子
 : 10m 格子
 << : 単位区画の統合
 : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふっ素（溶出量））
 : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（鉛（溶出量））

各30m格子内のNo

				A		
				1	2	3
				4	⑤	6
				7	8	9

30m格子名:A1

単位区画名:A1-5

※令和5年6月30日 指-109号

別紙⑤の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：ふっ素（溶出量）、鉛（溶出量）

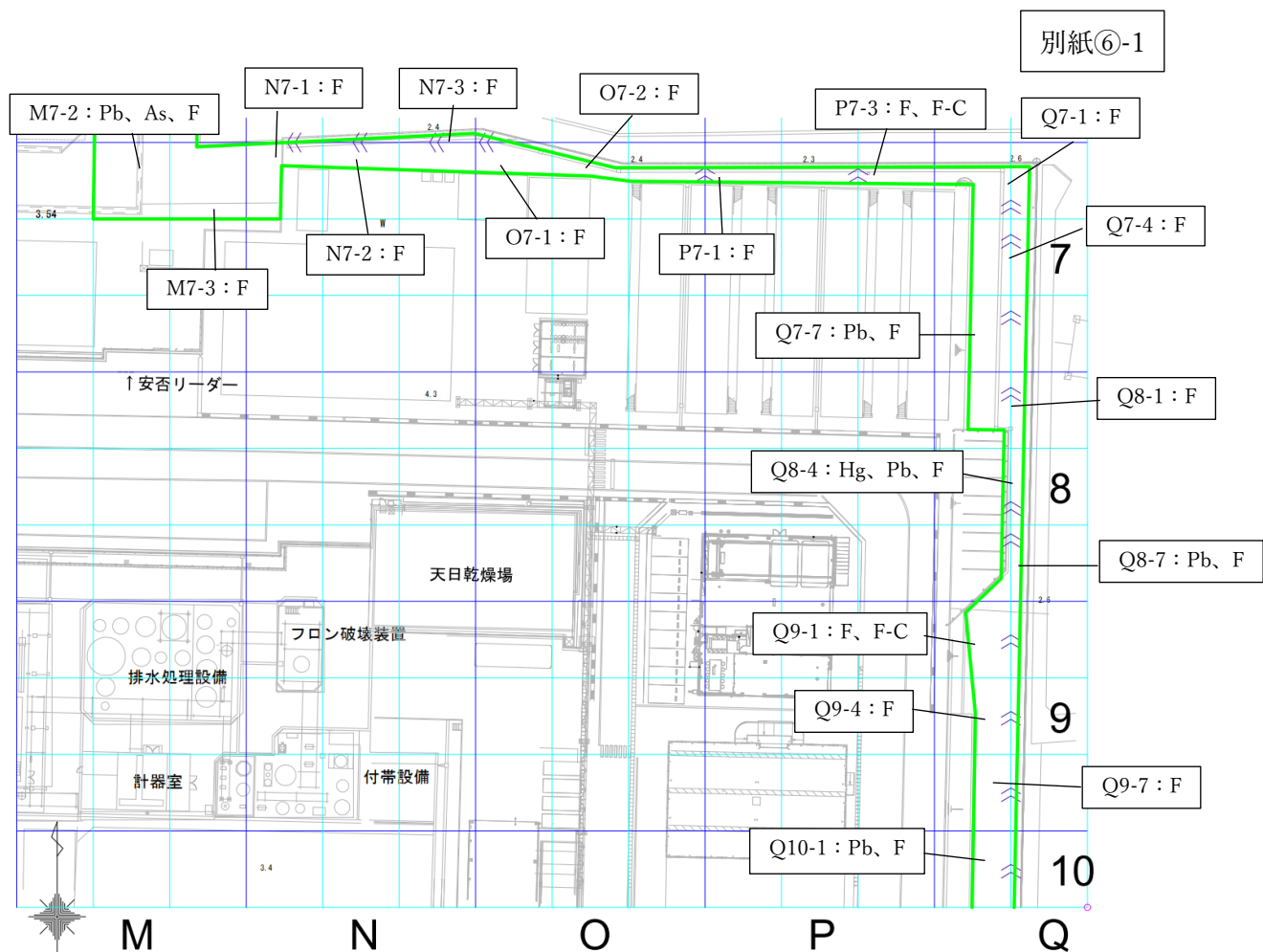


図 ダイキン池（表層）

□：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ≪：単位区画の統合

□：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（項目は図中に記載）

※Hg：水銀（溶出量）、Pb：鉛（溶出量）、As：砒素（溶出量）、F：ふっ素（溶出量）、
F-C：ふっ素（含有量）を示す。

各30m格子内のNo

A			
	1	2	3
1	4	⑤	6
	7	8	9

30m格子名：A1

単位区画名：A1-5

※令和5年6月30日 指-109号

別紙⑥-1の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態（表層）について指定する。
指定する特定有害物質：水銀（溶出量）、鉛（溶出量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量・含有量）

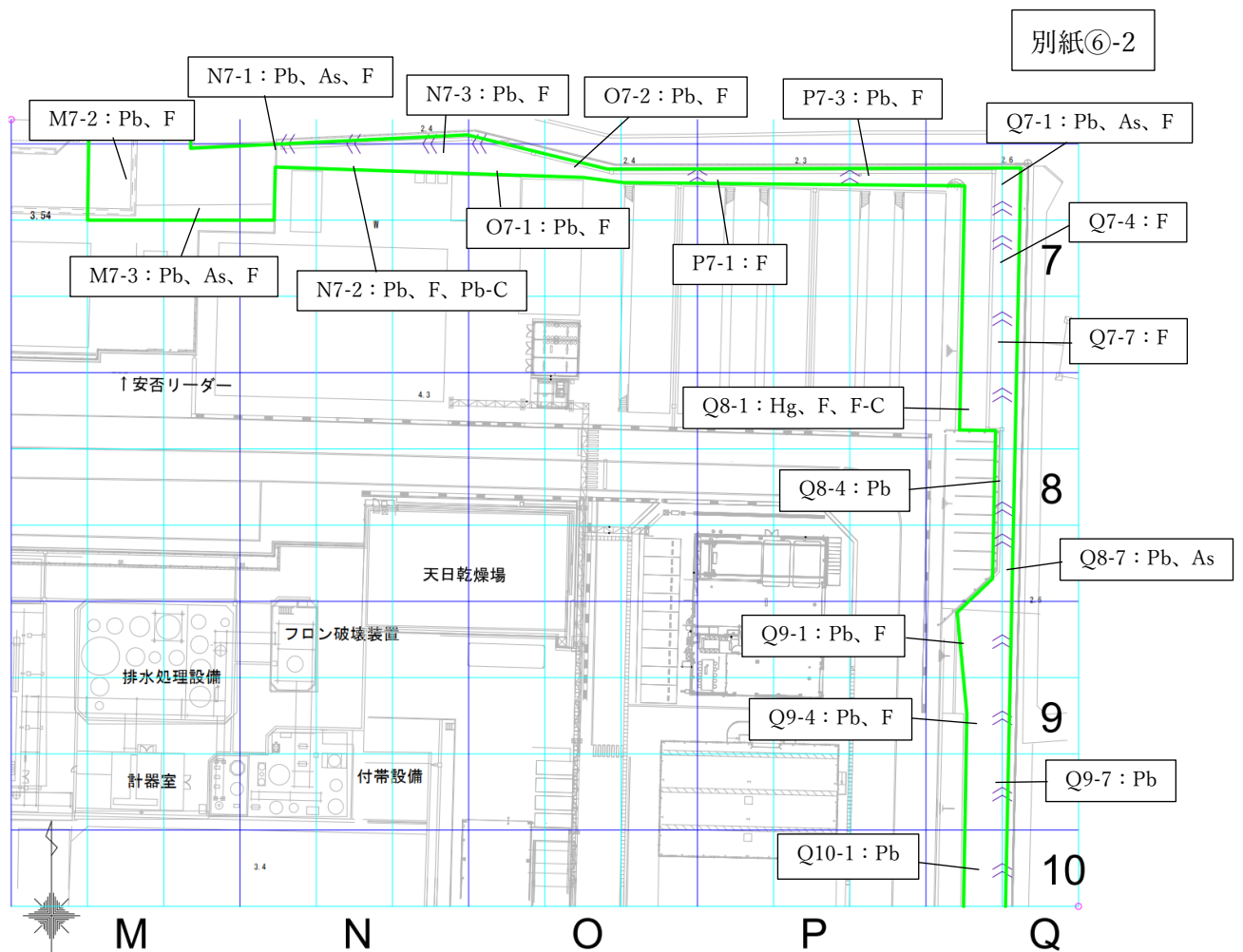


図 ダイキン池（池底面）

□：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ≪：単位区画の統合

□：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（項目は図中に記載）

※Hg：水銀（溶出量）、Pb：鉛（溶出量）、As：砒素（溶出量）、F：ふっ素（溶出量）、
Pb-C：鉛（含有量）、F-C：ふっ素（含有量）を示す。

各30m格子内のNo

		A		
1	1	1	2	3
	4	4	⑤	6
	7	7	8	9

30m格子名：A1

単位区画名：A1-5

※令和5年6月30日 指-109号

別紙⑥-2の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態（池底面）について指定する。

指定する特定有害物質：水銀（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量・含有量）

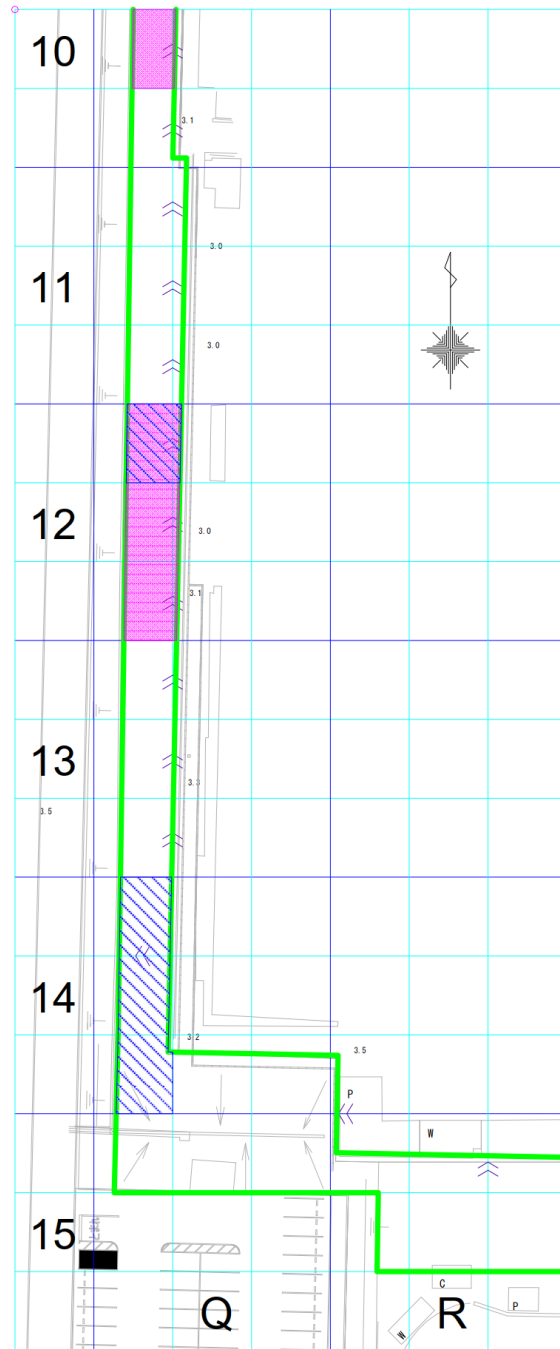


図 東側未利用地

- : 形質変更範囲
 — : 30m 格子
 — : 10m 格子
 << : 単位区画の統合
 : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふっ素（溶出量））
 : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（鉛（溶出量））

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	⑤	6
7	8	9

30m格子名:A1

単位区画名:A1-5

※令和5年6月30日 指-109号

別紙⑦の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：鉛（溶出量）、ふっ素（溶出量）

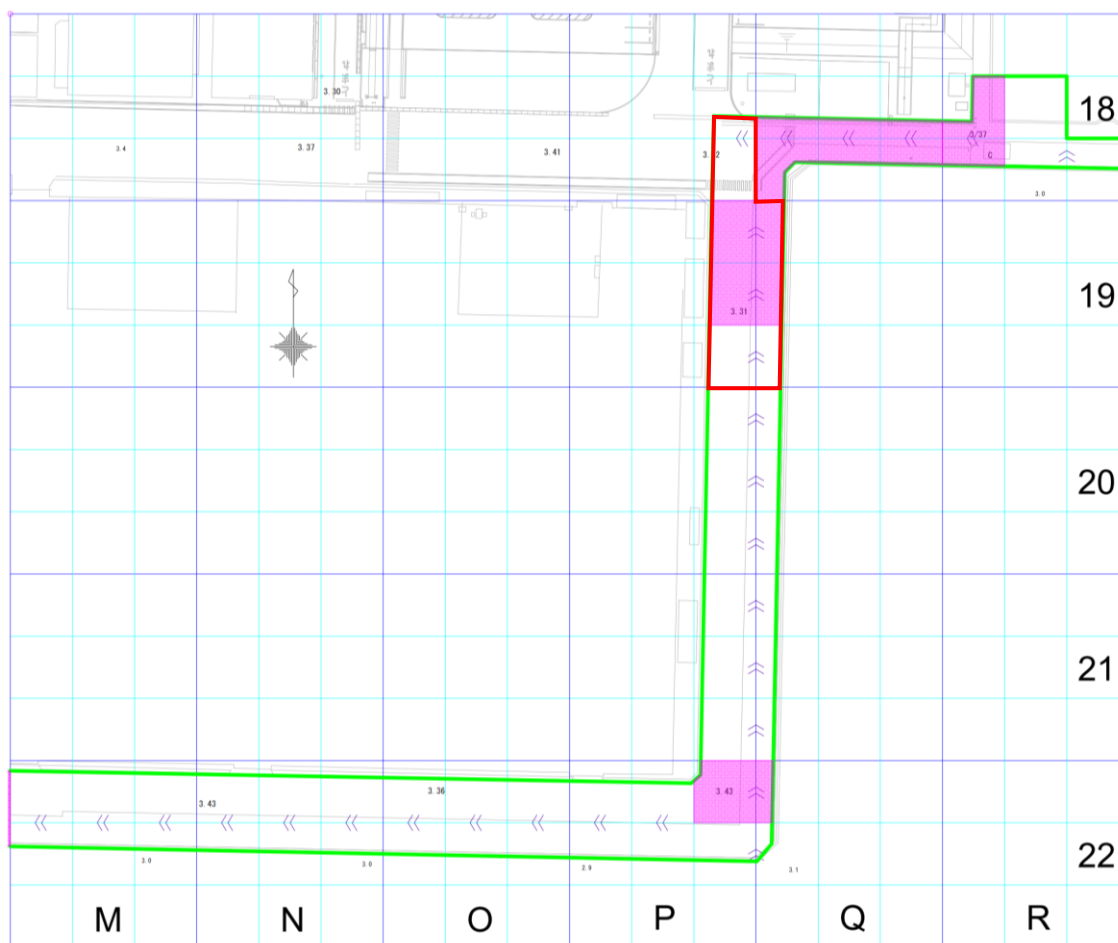


図 4 工場東側・南側

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
 : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（トリクロエチレン（溶出量））
 : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふっ素（溶出量））

各30m格子内のNo

				A		
				1	2	3
				4	⑤	6
				7	8	9

30m格子名:A1

単位区画名:A1-5

※令和5年6月30日 指-109号

別紙⑧の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：トリクロエチレン（溶出量）、ふっ素（溶出量）

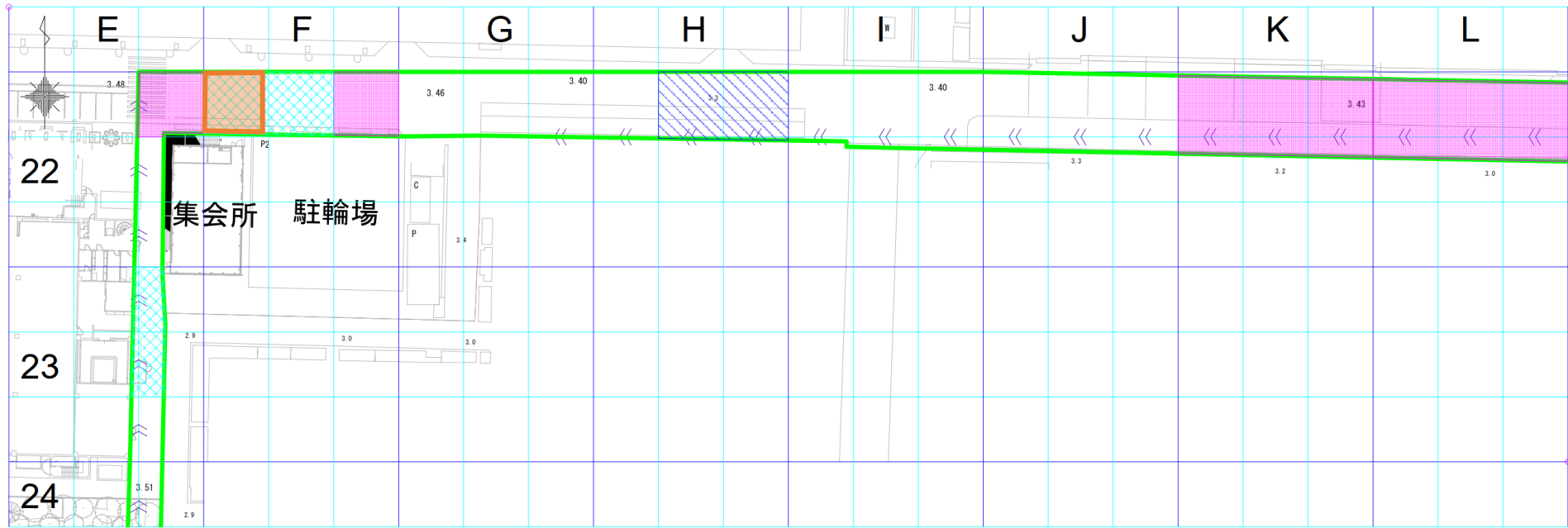


図 4 工場・5 工場南側

- : 形質変更範囲
 : 30m 格子
 : 10m 格子
 << : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふっ素（溶出量））
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（鉛（溶出量））
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（水銀（溶出量））
- : 第二溶出量基準に適合しない土地とみなされる範囲（水銀（溶出量））

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	⑤	6
7	8	9

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

※令和5年6月30日 指-109号

別紙⑨の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：水銀（溶出量・第二溶出量）、鉛（溶出量）、ふっ素（溶出量）

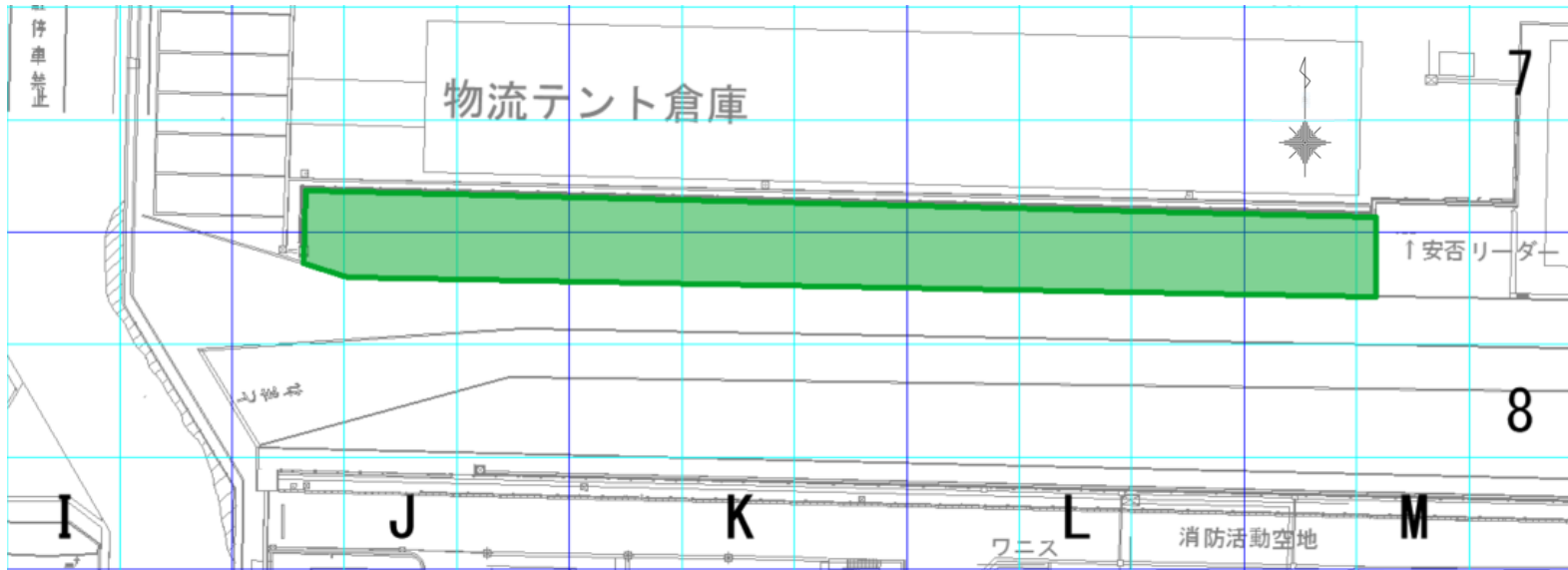


図 物流倉庫南側

— : 30m 格子 — : 10m 格子

■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

(トリクロエレン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量))

※令和 5 年 8 月 28 日 指-110 号

別紙⑩の指定区域 (■範囲) は、別紙④～⑨の指定区域における遮水壁設置工事にて発生する汚染土壌を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。
よって、別紙⑩の指定区域 (■範囲) については、全単位区画をトリクロエレン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定する。

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	⑤	6
7	8	9

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

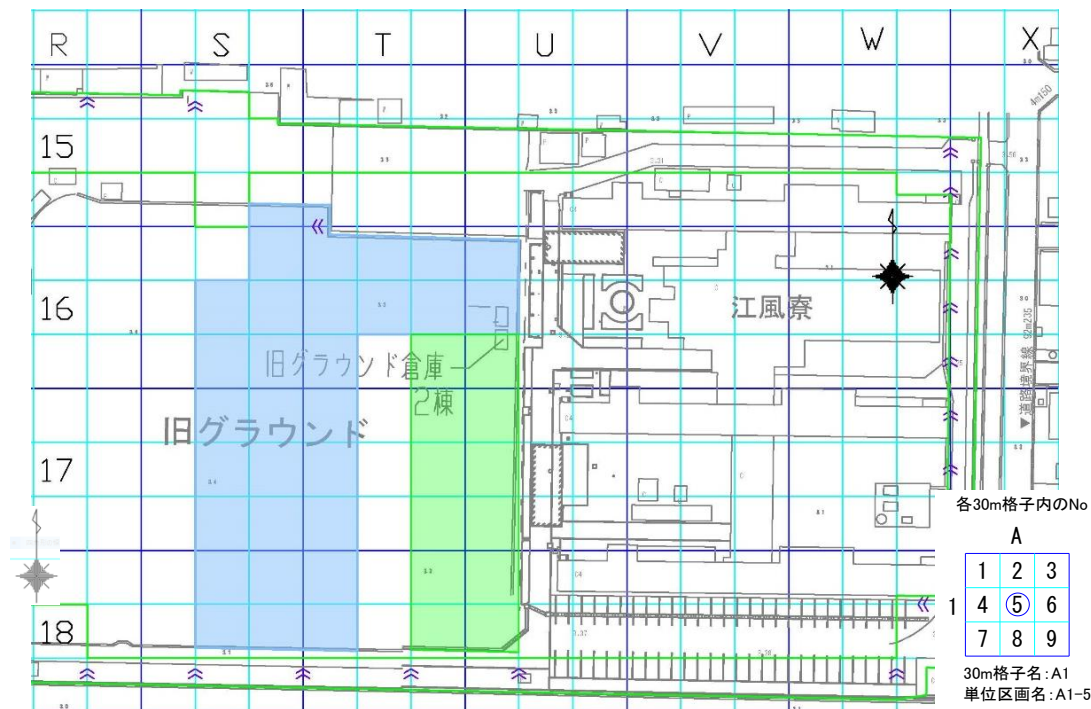


図 旧グラウンド

□ : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 ≪ : 単位区画の統合

■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(トリクロエレン (溶出量)、六価クロム (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量))

■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(カドミウム (溶出量・含有量)、六価クロム (溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量))

※令和 5 年 8 月 28 日 指-110 号

別紙⑪の指定区域 (■ ■ 範囲) は、別紙④～⑨の指定区域における遮水壁設置工事にて発生する汚染土壌を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑪の指定区域 (■ ■ 範囲) については、全単位区画をトリクロエレン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定する。

※令和 6 年 8 月 5 日 指-128 号

別紙⑪の指定区域 (■ ■ 範囲) に、別紙⑫の指定区域における工事で発生する汚染土壌を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑪の指定区域 (■ ■ 範囲) は、全単位区画をトリクロエレン (溶出量)、六価クロム (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定する。

※令和 6 年 9 月 26 日

別紙⑪の指定区域 (■ 範囲) で、指定基準に適合しない管理有害物質の種類のうち、トリクロエレン並びに水銀及びその化合物を対象に土壌汚染状況調査の追完を行い、汚染状態が同基準に適合することを確認したため、同 2 物質について指定を解除する。

※令和 6 年 10 月 15 日 指 - 135 号

別紙⑪の指定区域 (■ 範囲) に、別紙⑫の指定区域 (シアンの基準不適合区画を除く) における工事で発生する汚染土壌及び別紙⑬の指定区域 (第 1 種特定有害物質の基準不適合区画を除く) における工事で発生する汚染土壌を仮置きし、当該仮置き汚染土壌を元の指定区域へ埋戻すため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑪の指定区域 (■ 範囲) は、全単位区画をカドミウム (溶出量・含有量)、六価クロム (溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定する。